

紙の申告書等の事前送付の取りやめについて

日頃から本市の税務行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、茂原市では、約 7 割の法人の皆さまに eLTAX による電子申告を御利用いただいております。eLTAX では、申告に加え、大変便利な申告データと連携したダイレクト納税もできます。

このことから、法人市民税の申告書等の事前送付対象を以下のとおり変更しますので、お知らせします。

【送付取りやめ対象法人】

eLTAX を用いて電子申告をしている法人

（紙で申告している法人については、今まで通り送付します。）

【開始月】

令和 5 年 4 月送付分から

- ・令和 5 年 3 月決算法人の確定申告分
- ・令和 5 年 9 月決算法人の予定申告分

※申告書等の送付取りやめの対象となった法人のうち、eLTAX による申告納付が困難である場合は、茂原市ウェブサイトに掲載された申告書および納付書を御利用ください。

是非便利な電子申告・電子納税を御利用ください。

茂原市企画財政部市民税課
市民税係 TEL0475-20-1577